〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年１月１日　至　令和７年１２月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　長崎県長崎市銅座町２番１５号ＮＫイリスビル５Ｆ

(3) 設立認可年月日　　平成３１年２月１９日

(4) 設立登記年月日　　平成３１年３月　４日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	やすひウィメンズ・ヘルスクリニック	42100168029	長崎県長崎市銅座町２番１５号 ＮＫイリスビル５Ｆ	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年２月２８日　　令和６年度決算の決定

理事及び監事の任期満了に伴う改選の承認

様式３－２

法人名　医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニック
所在地　長崎県長崎市銅座町2番15号NKイリスビル5F

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	46,729	Ⅰ 流動負債	4,978
Ⅱ 固定資産	13,832	Ⅱ 固定負債	1,594
1 有形固定資産	7,711	負債合計	6,572
2 無形固定資産	1,501	純資産の部	
3 その他の資産	4,620	科目	金額
		Ⅰ 基金	30,000
		Ⅱ 積立金	23,989
		（うち代替基金）	
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	53,989
資産合計	60,561	負債・純資産合計	60,561

様式４－２

法人名　医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニック
所在地　長崎県長崎市銅座町2番15号NKイリスビル5F

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和 7 年 1 月 1 日　至　令和 7 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	82,391
2 事業費用	78,270
本来業務事業利益	4,121
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	4,121
Ⅱ 事業外収益	1,140
Ⅲ 事業外費用	20
経常利益	5,241
Ⅳ 特別利益	77
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純利益	5,318
法人税等	1,047
当期純利益	4,271

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２

法人名　医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニック
所在地　長崎県長崎市銅座町2番15号NKイリスビル5F

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

1.	資　産　額	60,561 千円
2.	負　債　額	6,572 千円
3.	純　資　産　額	53,989 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		46,729
B 固定資産		13,832
C 資産合計	（A＋B）	60,561
D 負債合計		6,572
E 純資産	（C－D）	53,989

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　やすひウィメンズ・ヘルスクリニック
理事長　安日　泰子　　殿

私は、医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニックの令和７会計年度（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。　その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年２月２８日
医療法人やすひウィメンズ・ヘルスクリニック
監事　　小尾　重厚